艦補処公示第４６号
平成１９年　7月２３日

自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達の契約希望者募集要項

自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長

記

１　調達品目
自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達
内訳は、別紙のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）平成１９・２０・２１年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の資格を有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（平成１９・２０・２１年度全省庁統一資格に申請中及び申請しようとする者も含む。）
（５）調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績があること（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）。
（６）必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有すること。
（７）納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なこと。
（８）法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けていること。
（９）特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を使用可能であること。
（１０）次のいずれかに該当すること。
ア　当該機器製造会社であること。
イ　当該機器製造会社との技術提携等を有していること。
ウ　当該機器製造会社から技術支援が得られるとともに、整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられること。

3　技術資料の提出

（1）応募する者は、別紙様式第１に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア　資格審査結果通知書（写し）

イ　調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績の一覧表（別紙様式第２）及び契約書又は請書（直近の過去５年間における最新の５件。ただし、それに満たない場合は該当期間中の全件）

ウ 必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有することを証明できる資料

エ 納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なことを証明できる資料

オ 法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可証又は許可を受けていることを証明できる資料

カ 特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を使用可能であることを証明できる資料

キ 次のいずれかの資料

（ア）当該機器製造会社であることを証明できる資料

（イ）当該機器製造会社との技術提携等が証明できる資料

（ウ）当該機器製造会社から技術支援（整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられることを含む。）が得られることを証明できる資料

（2）その他

ア 過去５年以内に、調達しようとする品目又は同等品を防衛省（旧防衛庁）に納入した実績を有する場合は、（1）の提出資料をア及びイのみとすることができる。

イ 過去に、艦船補給処が実施した別件の公募において、提出した資料のうち同一の資料がある場合は、当該同一資料の提出は省略することができる。

（3）提出先

海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

〒２３７－００７１

横須賀市田浦港町無番地

０４６－８２２－３５００（内線３０１５）

（4）提出期間

１９．７．２３（月）　～　１９．８．３（金）

4　技術資料の審査等

（1）技術資料の提出者は、艦船補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。

（2）技術資料の提出者は、艦船補給処の担当者から検査・修理体制等調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

5　審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

6　疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

イ　時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時から午後５時まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（2）分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求められた者に対して書面により回答する。

（3）疑義の再申立てについては、書面による回答を受領した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7　応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

（1） 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（2）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（3）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

（4）資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（5）提出資料は、原則として返却しないものとする。

（6）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

別　紙

「自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達」公募件名一覧表

番号	公募件名
1	オルガノ㈱製　イオン交換樹脂浄水器
2	㈱宇都宮電機製作所製　ヒューズ及び同部品
3	㈱宇都宮電機製作所製　ヒューズ受
4	横河電子機器㈱製　電子部品
5	横河電子機器㈱製　スイッチ
6	㈱忍足研究所製　電磁弁及び同部品
7	三井造船㈱製　電磁接触器及び同部品
8	三井造船㈱製　艦船用モジュール及びプリント回路板
9	森尾電機㈱製　艦船用けい光放電灯及び同部品
10	森尾電機㈱製　電球
11	森尾電機㈱製　プロゼクタ及び同部品
12	明陽電機㈱製　圧力発信器及び同部品
13	桑畑電機㈱製　潜水艦用制御機器部品
14	ムサシノ機器㈱製　スイッチ
15	ムサシノ機器㈱製　電熱器用部品
16	ＩMV㈱製　検出器及び同部品
17	㈱日立製作所製　回転機及び同部品
18	㈱トキメック製　艦船用モジュール及びプリント回路板
19	㈱倉本計器精工所製　検出器及び同部品
	以下余白

（記入例）

別紙様式第１

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名　　印

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

	番　号	公募件名
艦補処 公示 第46号 (19.7.23)	1	オルガノ㈱製　イオン交換樹脂浄水器
	3	㈱宇都宮電機製作所製　ヒューズ受

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　契約実績一覧表

別紙様式第２

契約受注実績一覧表

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	契約年度	契　約　件　名	契約年月日（履行期限）	契約機関名	契約番号	備考

※　①過去５年間における受注実績を，契約年度順に記載する。
②契約書又は請書の写しを添付すること。
③過去の別件の公募において、提出した資料がある場合は、備考欄に当該公募案件の公募番号を記載すること。
記入例：艦補処公示第１２号の３４番の場合　１２－３４